

労災診療費請求書の審査点検等の都道府県労働局への業務集約化等について
(お知らせ)

平素より当財団の運営にご支援ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

労災診療費請求書の審査点検(都道府県労働局の審査前の事前審査点検など)等につきましては、平成元年より厚生労働省からの委託事業として当財団が実施してきたところですが、厚生労働省の事業見直しにより、平成23年度中に当該受託事業は廃止されることとなりました。

受託事業廃止後は、都道府県労働局において請求書受付から全ての審査を行うこととなり、労災診療費の請求書等の提出、それに関する照会及び相談につきましては、都道府県労働局に窓口が一本化されます。

具体的には、別表「都道府県別集約化の予定表」のとおり、平成23年7月から12月までの間に都道府県労働局単位で集約化(移行)される予定となっています。

これに伴い、当財団の地方事務所につきましては、閉鎖することとなりますが、援護貸付・共済業務につきましては、本部において従来どおり継続して実施してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

集約化の時期が近づきましたら改めて各地方事務所よりご案内申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

● 都道府県別集約化の予定表

都道府県別の集約化の予定表

平成 23 年 7 月

青森事務所、秋田事務所、新潟事務所、富山事務所、石川事務所、山梨事務所、岐阜事務所、愛知事務所、三重事務所、山口事務所、香川事務所、愛媛事務所

平成 23 年 9 月

大分事務所

平成 23 年 10 月

栃木事務所、群馬事務所、埼玉事務所、福井事務所、長野事務所、静岡事務所、滋賀事務所、京都事務所、奈良事務所、島根事務所、岡山事務所、広島事務所、福岡事務所、長崎事務所、鹿児島事務所

平成 23 年 11 月

山形事務所、福島事務所、茨城事務所、和歌山事務所、鳥取事務所、徳島事務所

平成 23 年 12 月

北海道事務所、岩手事務所、宮城事務所、千葉事務所、東京事務所、神奈川事務所、大阪事務所、兵庫事務所、高知事務所、佐賀事務所、熊本事務所、宮崎事務所、沖縄事務所

* 労働局への集約は各月の 1 日を原則としており、当財団の地方事務所は前月末日をもって廃止の予定です。